

# 一般事業主行動計画

令和5年4月1日  
島根県国民健康保険団体連合会

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）

## 2. 目標及び目標達成に向けた対策等

目標1：有給休暇の取得について、次の水準とする。

- 年次有給休暇の平均取得日数を12日以上とする。
- 夏季休暇の取得率を100%とする。

### <対策等>

- ・ 管理職は、有給休暇の取得しやすい職場の雰囲気づくりに努める。
- ・ 管理職は、定期的に休暇の取得計画と取得実績を確認して、計画的な取得の促進につながるよう職員に声かけを行う。
- ・ 計画どおりに休暇取得が進まない場合、当該職員に面談等を行い、理由を確認するとともに取得しやすい環境整備を図る。
- ・ 特に夏季休暇は、管理職が100%取得するよう進捗管理を行い、完全消化を目指す。

目標2：育児休業の取得について、次の水準とする。

- 女性職員の育児休業取得率100%を維持する。
- 男性職員の取得促進を図る。

### <対策等>

- ・ 育児休業制度の周知啓発に努め、出産、育児期にある職員に取得の促進を図る。
- ・ 職員が安心して育児休業を取得しやすい環境を整備するため、代替職員の配置に努めるものとする。